

東大和市発注工事における現場代理人の常駐義務期間の緩和について

配置予定技術者等の不足を原因に、公共工事の入札の中止や不調が増加しております。

一方で、通信手段の発達に伴い、工事期間全般にわたり現場代理人が工事現場に常駐しなくとも、円滑な工事の施工が可能な状況となっております。

このため、市発注工事における現場代理人の常駐義務期間の緩和について、下記のとおり取扱うこととしたのでお知らせします。

記

1 現場代理人の常駐を要しないとすることができる期間の設定

現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、市との連絡体制が確保されている場合は、次の（１）～（４）のいずれかの期間については、現場代理人の工事現場への常駐を要しないとすることができます。

- （１）契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- （２）天災等を理由に契約約款の規定により工事の全部の施工を一時中断している期間
- （３）橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工事製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- （４）（１）から（３）に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

2 適用開始日

上記の取扱いは、平成28年10月1日以降に契約を締結する工事に適用いたします。

なお、それ以前に契約を締結した工事についても、同様の取り扱いを希望される場合は、別途、覚書を締結させていただきますので、ご連絡ください。

お問い合わせ先

東大和市総務部総務管財課契約係

042-563-2111 内線1342